



大寒を過ぎ、1年でもっとも寒い季節となりましたが、皆さん体調のほうは大丈夫ですか。

いよいよ確定申告もスタートしました。個人でも様々な手続きが必要になってくる場面も多いかと思いますが、その中で昨年(令和5年)より改正されたものを、『[税務関係と社会保険関係](#)』のものについて情報提供させていただければと思います。今まで面倒であった手続きが簡素化されたものをご紹介します。

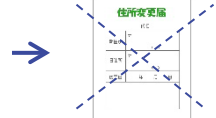
税務関係 【[納税地の変更届の提出が不要です。](#)】

- 個人の確定申告については、年の途中に引っ越しなどで前年の申告地と違う場所で申告する場合、「納税地の異動届」に住民票を添付して前年申告地の所轄税務署へ提出するなど、かなり煩わしい手続きが必要でした。

【2023年1月以降の納税地の異動や変更】

確定申告書に記載して提出すれば、原則として「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」の提出は不要

【引越し等】 【確定申告書に記載】 【納税地の異動届 ~~不要~~】



改正後

令和5年分の申告からは、確定申告書に記載される住所欄の情報をもって市役所等と連携し、納税地を確認することとなりました。ですので、納税地の異動届については、提出不要となりました。
※今まで通り提出することもできます。

社会保険関係 【[住所地の変更届の提出が不要です。](#)】

- 会社勤めの方で社会保険に加入している方が引っ越しなどで住所地が変わってしまった場合、今までは、その旨を会社へ伝え、会社の方から「住所地の変更届」が提出されていました。ですので、手続きに時間を要し、引っ越し先ですぐに保険証を使用したい場合などに不便が生じることがありました。

【基礎年金番号とマイナンバーとの紐づけがある場合】

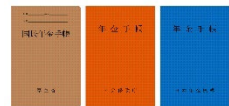
住所地の変更届の提出は ~~不要~~

【マイナンバー】



紐づけ

【基礎年金番号】



※自分の基礎年金番号とマイナンバーが紐付いているかは、「ねんきんネット」で確認できるほか、お近くの年金事務所への来所またはお電話で確認できます。

改正後

現在は資格取得の際に「マイナンバー」を記載することになっています。マイナンバーと基礎年金番号を紐づけているので、やはり市役所等の行政機関と連携して住所地の変更手続きなどを社会保険事務所側で行うようになっていきます。
※住所地の変更届が必要な場合もあります。

マイナンバーは、法令で利用できる主体が限定されています。

- ・税務関係…国税庁
- ・社会保障制度…社会保険事務所
- ・災害対策…地方自治体

上記の分野では、マイナンバーをきちんと登録しておくことで、様々な場面で今まで面倒だった手続きから解放されるかと思えますよ。